

別冊（参考資料）

- ・ 議題 1 . . . p 1 ~ 8
- ・ 議題 2 . . . p 9 ~ 1 3
- ・ 議題 3 . . . p 1 4 ~ 2 8
- ・ 議題 4 . . . p 2 9
- ・ 議題 5 . . . p 3 0 ~ 3 1
- ・ 議題 6 . . . p 3 2 ~ 3 3
- ・ 議題 7 . . . p 3 4 ~ 3 7

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第51号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるタイラギの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和3年3月22日

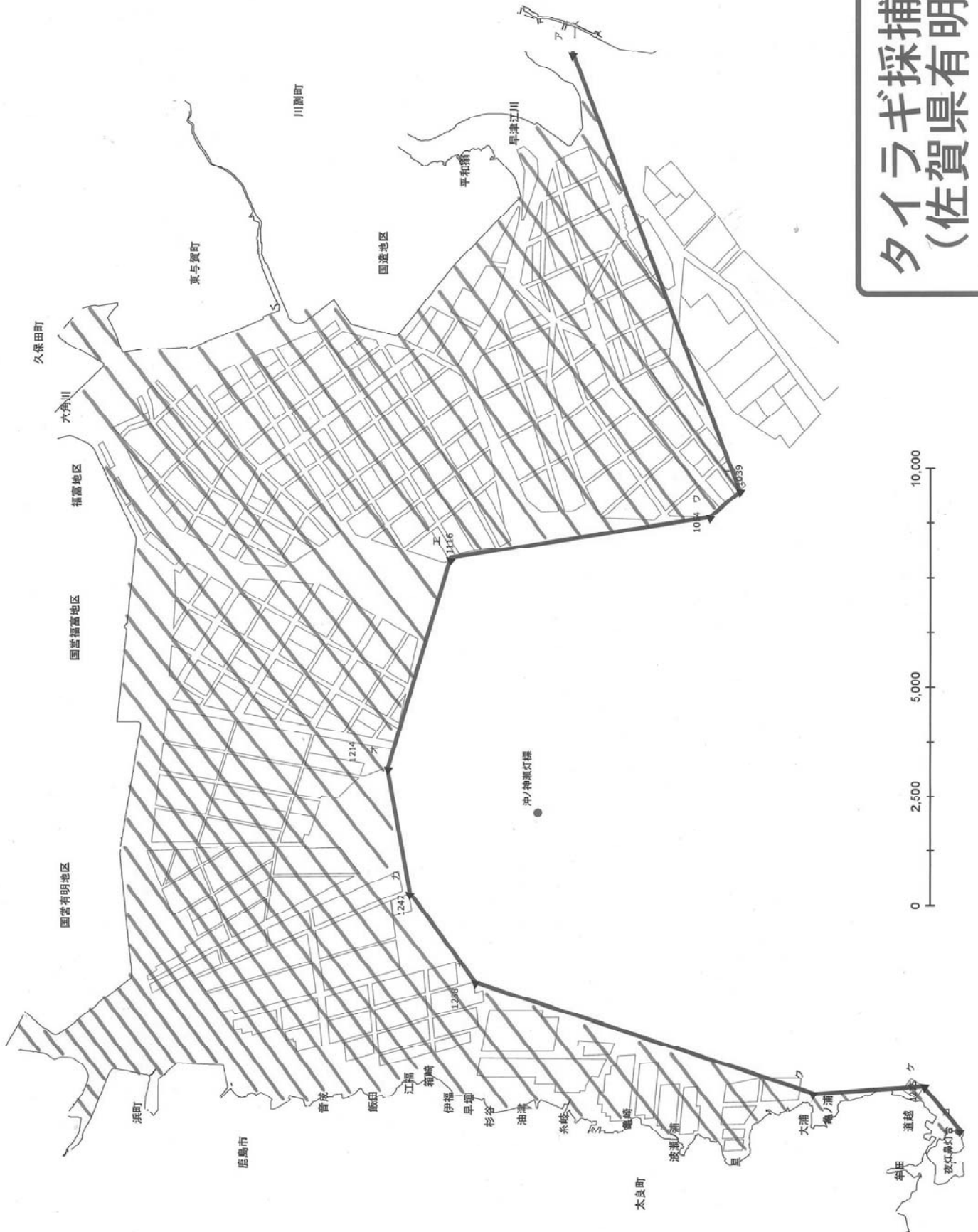
佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 徳永 重昭

- 1 次の区域内においては、タイラギの採捕を禁止する。
ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図のとおり）

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱と佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱とを結んだ直線上の中央点
（世界測地系）

点イ	北緯 33 度 4 分 17 秒	東経 130 度 18 分 14 秒
点ウ	北緯 33 度 4 分 23 秒	東経 130 度 17 分 45 秒
点エ	北緯 33 度 6 分 39 秒	東経 130 度 15 分 26 秒
点オ	北緯 33 度 5 分 44 秒	東経 130 度 12 分 54 秒
点カ	北緯 33 度 4 分 36 秒	東経 130 度 11 分 49 秒
点キ	北緯 33 度 3 分 18 秒	東経 130 度 11 分 25 秒
点ク	亀瀬灯標	
点ケ	北緯 32 度 58 分 05 秒	東経 130 度 13 分 40 秒
点コ	夜灯鼻灯台	

- 2 指示の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。



タイラギ採捕禁止区域
(佐賀県有明海干潟域)

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第52号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるアゲマキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

令和3年5月18日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

- 1 アゲマキの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和3年6月1日から令和4年5月31日までとする。

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第53号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるウミタケの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会がウミタケ資源の保護に支障がないとして特に認めた場合は、この限りでない。

令和3年5月18日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

- 1 ウミタケの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和3年6月1日から令和4年5月31日までとする。

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第54号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区(農林水産大臣管轄漁場を含む。)におけるビゼンクラゲの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和3年5月18日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

- 1 傘幅40センチメートル未満のビゼンクラゲは、採捕してはならない。
- 2 6月1日から7月3日まで及び11月1日から翌年5月31日までの間、ビゼンクラゲを採捕してはならない。

3 次の区域内においては、ビゼンクラゲを採捕してはならない。

(1) 塩田川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度06分30秒、	東経	130度09分00秒
イ	北緯	33度05分10秒、	東経	130度11分25秒
ウ	北緯	33度05分18秒、	東経	130度11分30秒
エ	北緯	33度06分32秒、	東経	130度09分03秒

(2) 六角川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度10分58秒、	東経	130度14分04秒
イ	北緯	33度09分49秒、	東経	130度13分29秒
ウ	北緯	33度08分29秒、	東経	130度13分46秒
エ	北緯	33度08分12秒、	東経	130度13分56秒
オ	北緯	33度08分13秒、	東経	130度14分09秒
カ	北緯	33度08分37秒、	東経	130度13分54秒
キ	北緯	33度09分36秒、	東経	130度13分44秒

ク 北緯 33 度 10 分 57 秒、 東経 130 度 14 分 14 秒

(3) 嘉瀬川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を
順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 55 秒、	東経	130 度 14 分 49 秒
イ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 34 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 32 秒、	東経	130 度 14 分 21 秒
エ	北緯	33 度 08 分 20 秒、	東経	130 度 14 分 30 秒
オ	北緯	33 度 08 分 21 秒、	東経	130 度 14 分 37 秒
カ	北緯	33 度 09 分 31 秒、	東経	130 度 14 分 26 秒
キ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 52 秒、	東経	130 度 14 分 53 秒

(4) 広江漁港の区域付近のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及
びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 10 秒、	東経	130 度 16 分 39 秒
イ	北緯	33 度 09 分 49 秒、	東経	130 度 16 分 25 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 38 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒
エ	北緯	33 度 06 分 37 秒、	東経	130 度 15 分 31 秒
オ	北緯	33 度 06 分 36 秒、	東経	130 度 15 分 34 秒
カ	北緯	33 度 09 分 48 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
キ	北緯	33 度 09 分 52 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 04 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ケ	北緯	33 度 10 分 07 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒

(5) 早津江川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次結
んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 08 分 42 秒、	東経	130 度 20 分 05 秒
イ	北緯	33 度 08 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 26 秒
ウ	北緯	33 度 07 分 05 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
エ	北緯	33 度 07 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 00 秒
オ	北緯	33 度 07 分 48 秒、	東経	130 度 17 分 30 秒
カ	北緯	33 度 08 分 34 秒、	東経	130 度 20 分 08 秒

(6) 農林水産大臣管轄漁場のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 46秒
イ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 41秒
ウ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 40秒
エ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 25秒
オ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 33秒
カ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 47秒
キ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 49秒
ク	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 54秒

(7) 只江川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 07分 35秒、	東経	130度 10分 25秒
イ	北緯	33度 07分 04秒、	東経	130度 10分 49秒
ウ	北緯	33度 07分 02秒、	東経	130度 10分 45秒
エ	北緯	33度 07分 32秒、	東経	130度 10分 19秒

4 ビゼンクラゲを目的とした固定式刺網漁業において使用する漁具の規模等は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 1隻が使用する網漁具の総延長 | 250メートル以下 |
| (2) 網丈 | 9メートル以下 |
| (3) 網の目合 | 20センチメートル以上 |
| (4) 使用する漁具 | 1統 |

5 指示期間

令和3年6月1日から令和4年5月31日まで

佐有漁協指第85号
令和3年5月28日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏

試験養殖実績報告書

令和2年6月8日付け試養第200601号で承認を受けた試験養殖について、
別紙のとおり報告致します。



令和2年度 たら支所 干潟カキ垂下養殖試験 報告書

□ 養殖方法

【養殖期間】

- ・ 令和2年6月9日～令和3年3月29日

【養殖方法】

- ・ 養殖に用いたすべての種苗は、糸岐川河口干潟に設置した計340枚のクペル採苗器で採苗した稚カキを用いた。
- ・ これらの種苗を計54個の養殖カゴを用いて養殖を行った。
- ・ 養殖期間中は定期的にかゴ替えを行うとともに、収容密度の調整を行った。

クペルの設置



稚カキの収容カゴ



養殖管理



□ 養殖結果

【稚カキの採苗】

- ・ 8月5日に計1.4万個のマガキ稚貝を採取することが出来た。

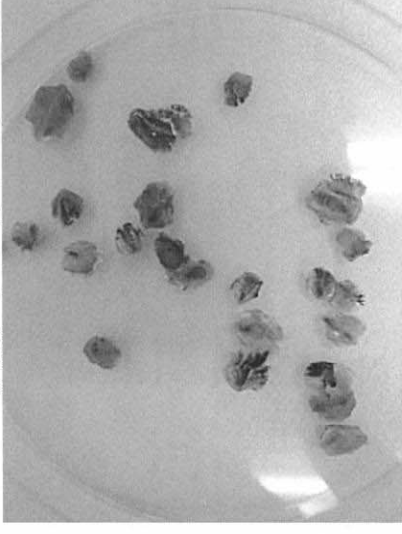
クペルに付着した稚カキ



稚カキの剥離作業



剥離した稚カキ



【養殖作業】

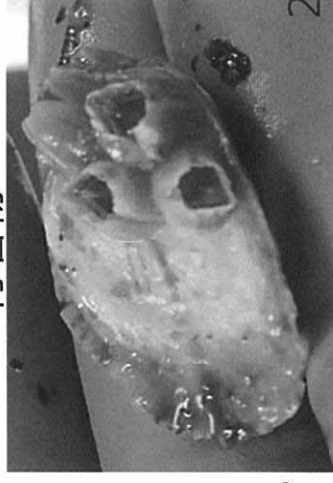
- ・ ノリ漁期開始の9月までは、2回/月の大潮時にカゴ替えと密度調整を行った。本期間中、カゴと養殖カキ自体に多数のフジツボ等の付着物が付着した。
- ・ カゴへの付着物除去はカゴ替えで対応したが、カキ自体に付着した付着物の除去は、膨大な作業負担となり、一部の個体しか除去作業を実施出来なかった。

- ・ またノリ養殖漁期である10月以降は、ノリ養殖業務との両立が著しく困難となり、十分な養殖管理を行うことができなかった。

カゴ替え作業

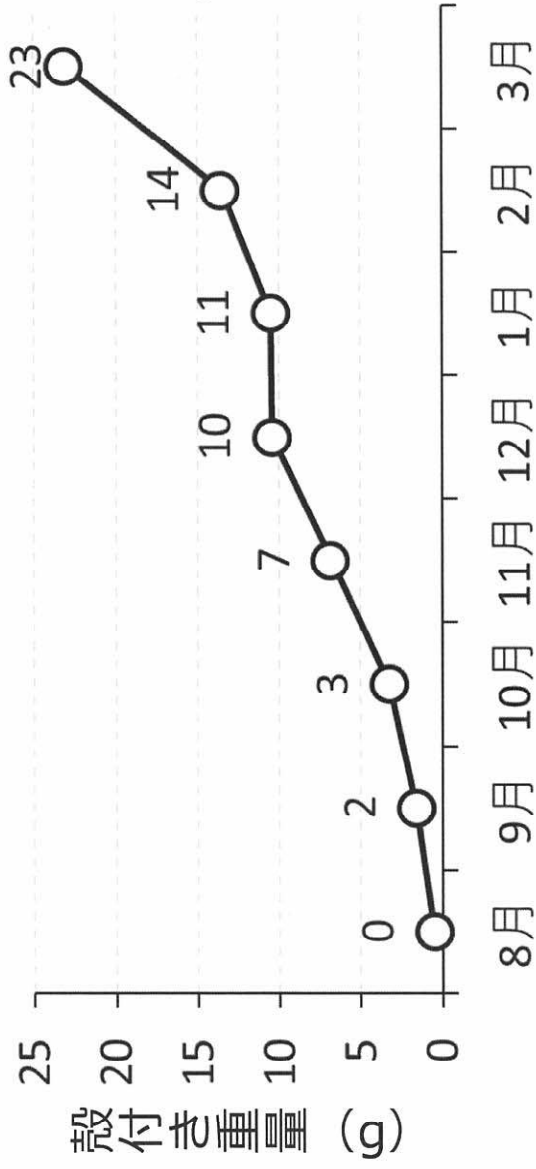


付着物



【生産実績】

カキ成長の推移



- ・ 3月の養殖試験終了時の平均重量は23gであった。
- ・ 他県では同養殖手法の販売規格を40g以上としているが、本取組では40g以上のカキを生産することは出来なかった。

生産したカキ



身入り



- ・ 最終的な生産量は、カキ自体の付着物を除去した群で13.85kgとなり、販売可能な量を生産することは出来なかった。
- ・ 一方、身入り率は31.9%で非常に高い値であった。

□ まとめ

【付着物の課題】

- ・昨年度と同様に、今年度も養殖カゴと養殖カキ自体に大量の付着物が付着した。
- ・対応として、昨年度よりも頻度を増やしてカゴ替えを実施したが、養殖カキ自体の付着物除去には多大な労力を要し、全養殖カキの付着物除去は実施できなかった。

【採苗カキの成長性の課題】

- ・今年度はすべての種苗を地先干潟で自主採苗したものを使用したが、最終的な個体重量は約20gで一般的な販売規格である40g以上を生産することは出来なかった。
- ・有明海マガキの成長性の遅さは隣県でも報告されており、40g以上に成長させるに要した期間は今回の試験期間より長かった。

□ 今後

- ・付着物対策として、養殖カゴ下部に浮力物を取り付け、強制的に養殖カゴの揺れを促す手法を検討する。これにより、カキ同士が擦れ、付着物が脱落することを期待する。
- ・成長性の課題については、上記の付着物対策に加えて、その年の採苗初期群を養殖に用いることで、可能な限り長く養殖期間を確保し成育させる。

第二章 水産資源の保存及び管理

第一節 総則

（定義）

第七条 この章において「漁獲可能量」とは、水産資源の保存及び管理（以下「資源管理」という。）のため、水産資源ごとに一年間に採捕することができる数量の最高限度として定められる数量をいう。

2 この章において「管理区分」とは、水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、特定の水域及び漁業の種類その他の事項によつて構成される区分であつて、農林水産大臣又は都道府県知事が定めるものをいう。

3 この章において「漁獲努力量」とは、水産資源を採捕するために行われる漁ろうの作業の量であつて、操業日数その他の農林水産省令で定める指標によつて示されるものをいう。

4 この章において「漁獲努力可能量」とは、管理区分において当該管理区分に係る漁獲可能量の数量の水産資源を採捕するために通常必要と認められる漁獲努力量をいう。

（資源管理の基本原則）

第八条 資源管理は、この章の規定により、漁獲可能量による管理を行うことを基本としつつ、稚魚の生育その他の水産資源の再生産が阻害されることを防止するために必要な場合には、次章から第五章までの規定により、漁業時期又は漁具の制限その他の漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行うものとする。

2 漁獲可能量による管理は、管理区分ごとに漁獲可能量を配分し、それぞれの管理区分において、その漁獲可能量を超えないように、漁獲量を管理することにより行うものとする。

3 漁獲量の管理は、それぞれの管理区分において、水産資源を採捕しようとする者に対し、船舶等（船舶その他の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備をいう。以下同じ。）ごとに当該管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てること（以下この章及び第四十三条において「漁獲割当て」という。）により行うことを基本とする。

- 4 漁獲割当てを行う準備の整っていない管理区分における漁獲量の管理は、当該管理区分において水産資源を採捕する者による漁獲量の総量を管理することにより行うものとする。
- 5 前項の場合において、水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案して漁獲量の総量の管理を行うことが適当でないとき認められるときは、当該管理に代えて、当該管理区分において当該管理区分に係る漁獲努力可能量を超えないように、当該管理区分において水産資源を採捕するために漁ろうを行う者による漁獲努力量の総量の管理を行うものとする。

第二節 資源管理基本方針等

(資源調査及び資源評価)

第九条 農林水産大臣は、海洋環境に関する情報、水産資源の生息又は生育の状況に関する情報、採捕及び漁ろうの実績に関する情報その他の資源評価（水産資源の資源量の水準及びその動向に関する評価をいう。以下この章において同じ。）を行うために必要となる情報を収集するための調査（以下この条及び次条第三項において「資源調査」という。）を行うものとする。

- 2 農林水産大臣は、資源調査を行うに当たっては、人工衛星に搭載される観測用機器、船舶に搭載される魚群探知機その他の機器を用いて、情報を効率的に収集するよう努めるものとする。
- 3 農林水産大臣は、資源調査の結果に基づき、最新の科学的知見を踏まえて資源評価を実施するものとする。
- 4 農林水産大臣は、資源評価を行うに当たっては、全ての種類の水産資源について評価を行うよう努めるものとする。
- 5 農林水産大臣は、国立研究開発法人水産研究・教育機構に、資源調査又は資源評価に関する業務を行わせることができる。

(都道府県知事の要請等)

第十条 都道府県知事は、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価を行うよう要請をすることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により要請をするときは、当該要請に係る資源評価に必要な情報を農林水産大臣に提供しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による場合のほか、農林水産大臣の求めに応じて、資源調査に協力するものとする。

(資源管理基本方針)

第十一条 農林水産大臣は、資源評価を踏まえて、資源管理に関する基本方針（以下この章及び第二百五条第一項第一号において「資源管理基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 資源管理基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 資源管理に関する基本的な事項
 - 二 資源管理の目標
 - 三 特定水産資源（漁獲可能量による管理を行う水産資源をいう。以下同じ。）及びその管理年度（特定水産資源の保存及び管理を行う年度をいう。以下この章において同じ。）
 - 四 特定水産資源ごとの大臣管理区分（農林水産大臣が設定する管理区分をいう。以下この章において同じ。）
 - 五 特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
 - 六 大臣管理区分ごとの漁獲量（第十七条第一項に規定する漁獲割当管理区分以外の管理区分にあつては、漁獲量又は漁獲努力量。第十四条第二項第四号において同じ。）の管理の手法
 - 七 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 - 八 その他資源管理に関する重要事項
- 3 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による資源管理基本方針の変更について準用する。
（資源管理の目標等）

第十二条 前条第二項第二号の資源管理の目標は、資源評価が行われた水産資源について、水産資源ごとに次に掲げる資源量の水準（以下この条及び第十五条第二項において「資源水準」という。）の値を定めるものとする。

- 一 最大持続生産量（現在及び合理的に予測される将来の自然的条件の下で持続的に採捕することが可能な水産資源の数量の最大値をいう。次号において同じ。）を実現するために維持し、又は回復させるべき目標となる値（同号及び第十五条第二項において「目標管理基準値」という。）
- 二 資源水準の低下によつて最大持続生産量の実現が著しく困難になることを未然に防止するため、その値を下回つた場合には資源水準の値を目標管

理基準値にまで回復させるための計画を定めることとする値（第十五条第二項第二号において「限界管理基準値」という。）

- 2 水産資源を構成する水産動植物の特性又は資源評価の精度に照らし前項各号に掲げる値を定めることができないときは、当該水産資源の漁獲量又は漁獲努力量の動向その他の情報を踏まえて資源水準を推定した上で、その維持し、又は回復させるべき目標となる値を定めるものとする。
- 3 前条第二項第三号の管理年度は、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案して定めるものとする。
- 4 前条第二項第五号の配分の基準は、水域の特性、漁獲の実績その他の事項を勘案して定めるものとする。

（国際的な枠組みとの関係）

第十三条 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めるに当たっては、水産資源の持続的な利用に関する国際機関その他の国際的な枠組み（我が国が締結した条約その他の国際約束により設けられたものに限る。以下この条及び第五十二条第二項において「国際的な枠組み」という。）において行われた資源評価を考慮しなければならない。

- 2 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めようとするときは、国際的な枠組みにおいて決定されている資源管理の目標その他の資源管理に関する事項を考慮しなければならない。
- 3 農林水産大臣は、国際的な枠組みにおいて資源管理の目標その他の資源管理に関する事項が新たに決定され、又は変更されたときは、資源管理基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、第十一条第五項の規定により資源管理基本方針を変更しなければならない。

（都道府県資源管理方針）

第十四条 都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針（以下この章及び第二百五条第一項第一号において「都道府県資源管理方針」という。）を定めるものとする。ただし、特定水産資源の採捕が行われていない都道府県の知事については、この限りでない。

- 2 都道府県資源管理方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 資源管理に関する基本的な事項
 - 二 特定水産資源ごとの知事管理区分（都道府県知事が設定する管理区分をいう。以下この章において同じ。）
 - 三 特定水産資源ごとの漁獲可能量（当該都道府県に配分される部分に限る。）の知事管理区分への配分の基準

四 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

五 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

六 その他資源管理に関する重要事項

3 前項第三号の配分の基準は、水域の特性、漁獲の実績その他の事項を勘案して定めるものとする。

4 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

5 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

6 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 農林水産大臣は、資源管理基本方針の変更により都道府県資源管理方針が資源管理基本方針に適合しなくなつたと認めるときは、当該都道府県資源管理方針を定めた都道府県知事に対し、当該都道府県資源管理方針を変更すべき旨を通知しなければならない。

8 都道府県知事は、前項の規定により通知を受けたときは、都道府県資源管理方針を変更しなければならない。

9 都道府県知事は、前項の場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

10 第四項から第六項までの規定は、前二項の規定による都道府県資源管理方針の変更について準用する。

第三節 漁獲可能量による管理

第一款 漁獲可能量等の設定

(農林水産大臣による漁獲可能量等の設定)

第十五条 農林水産大臣は、資源管理基本方針に即して、特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、次に掲げる数量を定めるものとする。

一 漁獲可能量

二 漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量(以下この章において「都道府県別漁獲可能量」という。)

三 漁獲可能量のうち大臣管理区分に配分する数量(以下この節及び第二百五条第一項第四号において「大臣管理漁獲可能量」という。)

2 農林水産大臣は、次に掲げる基準に従い漁獲可能量を定めるものとする。

- 一 資源水準の値が目標管理基準値を下回っている場合（次号に規定する場合を除く。）は、資源水準の値が目標管理基準値を上回るまで回復させること。
 - 二 資源水準の値が限界管理基準値を下回っている場合は、農林水産大臣が定める第十二条第一項第二号の計画に従つて、資源水準の値が目標管理基準値を上回るまで回復させること。
 - 三 資源水準の値が目標管理基準値を上回っている場合は、資源水準の値が目標管理基準値を上回る状態を維持すること。
 - 四 第十二条第二項の目標となる値を定めたときは、同項の規定により推定した資源水準の値が当該目標となる値を上回るまで回復させ、又は当該目標となる値を上回る状態を維持すること。
- 3 農林水産大臣は、第一項各号に掲げる数量を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めようとするときは、関係する都道府県知事の意見を聴くものとし、その数量を定めたときは、遅滞なく、これを当該都道府県知事に通知するものとする。
 - 5 農林水産大臣は、第一項各号に掲げる数量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 6 前三項の規定は、第一項各号に掲げる数量の変更について準用する。
（知事管理漁獲可能量の設定）

第十六条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下この節及び第二百五条第一項第四号において「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）」と読み替えるものとする。

- 6 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

第二款 漁獲割当てによる漁獲量の管理

(漁獲割当割合の設定)

第十七条 漁獲割当てによる漁獲量の管理を行う管理区分（以下この節並びに第二百二十四条第一項及び第三百三十二条第二項第一号において「漁獲割当管理区分」という。）において当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源を採捕しようとする者は、当該管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に申請して、当該特定水産資源の採捕に使用しようとする船舶等ごとに漁獲割当ての割合（以下この款において「漁獲割当割合」という。）の設定を求めることができる。

- 2 前項の漁獲割当割合の有効期間は、一年を下らない農林水産省令で定める期間とする。

- 3 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合の設定をしようとするときは、あらかじめ、漁獲割当管理区分ごとに、船舶等ごとの漁獲実績その他農林水産省令で定める事項を勘案して設定の基準を定め、これに従って設定を行わなければならない。

- 4 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の再生産の阻害を防止するために漁業時期若しくは漁具の制限その他の漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理を行う必要があると認めるとき、又は漁獲割当割合の設定を受けた者の間の紛争を防止する必要があると認めるときは、漁獲割当割合の設定を、当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕に係る漁業に係る許可等（第三十六条第一項若しくは第五十七条第一項の許可又は第三十八条（第五十八条において準用する場合を含む。）の認可をいう。）を受け、又は当該採捕に係る個別漁業権（第六十二条第二項第一号ホに規定する個別漁業権をいう。）を有する者（第二十三条第二項第一号において「有資格者」という。）に限ることができる。

(漁獲割当割合の設定を行わない場合)

第十八条 前条第一項の規定により申請した者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するときは、農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合の設定を行ってはならない。

- 一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

三 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

五 その申請に係る漁業を営むに足りる経理的基礎を有しない者

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定により漁獲割当割合の設定を行わないときは、あらかじめ、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

（年次漁獲割当量の設定）

第十九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、管理年度ごとに、漁獲割当割合設定者（第十七条第一項の規定により漁獲割当割合の設定を受けた者をいう。以下この款において同じ。）に対し、年次漁獲割当量（漁獲割当管理区分において管理年度中に特定水産資源を採捕することができる数量をいう。以下この款及び第百三十二条第二項第一号において同じ。）を設定する。

2 年次漁獲割当量は、当該管理年度に係る大臣管理漁獲可能量又は知事管理漁獲可能量に漁獲割当割合設定者が設定を受けた漁獲割当割合を乗じて得た数量とする。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により年次漁獲割当量を設定したときは、当該年次漁獲割当量の設定を受けた者（以下この款及び第百三十二条第二項第一号において「年次漁獲割当量設定者」という。）に対し当該年次漁獲割当量を通知するものとする。

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、年次漁獲割当量設定者の同意を得て、電磁的方法（第百六条第五項に規定する電磁的方法をいう。）により通知を発することができる。

（漁獲割当管理原簿）

第二十条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当管理原簿を作成し、漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の設定、移転及び取消しの管理を行うものとする。

2 漁獲割当管理原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

3 漁獲割当管理原簿に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

4 漁獲割当管理原簿は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。）で作成することができる。

（漁獲割当割合の移転）

第二十一条 漁獲割当割合は、船舶等とともに当該船舶等ごとに設定された漁獲割当割合を譲り渡す場合その他農林水産省令で定める場合に該当する場合であつて農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに限り、移転をすることができる。この場合において、当該移転を受けた者は漁獲割当割合設定者と、当該移転をされた漁獲割当割合は第十七条第一項の規定により設定を受けた漁獲割当割合と、それぞれみなして、この款の規定を適用する。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合の移転を受けようとする者が第十八条第一項各号に掲げる者のいずれかに該当する場合その他農林水産省令で定める場合は、前項の認可をしてはならない。

3 漁獲割当割合設定者が死亡し、解散し、又は分割（漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を承継すべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人又は分割によつて漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を承継した法人は、当該漁獲割当割合設定者の地位（相続又は分割により漁獲割当割合の設定を受けた船舶等の一部を承継した者にあつては、当該一部の船舶等に係る部分に限る。）を承継する。

4 前項の規定により漁獲割当割合設定者の地位を承継した者は、承継の日から二月以内にその旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（年次漁獲割当量の移転）

第二十二条 年次漁獲割当量は、他の漁獲割当割合設定者に譲り渡す場合その他農林水産省令で定める場合に該当する場合であつて農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに限り、移転をすることができる。この場合において、当該移転を受けた者は年次漁獲割当量設定者と、当該移転をされた年次漁獲割当量は第十九条第一項の規定により設定を受けた年次漁獲割当量

と、それぞれみなして、この款及び第百三十二条第二項第一号の規定を適用する。

- 2 農林水産大臣又は都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の認可をしてはならない。
 - 一 年次漁獲割当量の移転を受けようとする者が第十八条第一項各号に掲げる者のいずれかに該当する場合
 - 二 移転をしようとする年次漁獲割当量が、当該移転をしようとする年次漁獲割当量設定者が設定を受けた年次漁獲割当量から当該年次漁獲割当量設定者が当該管理年度において採捕した特定水産資源の数量を減じた数量よりも大きいと認められる場合
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、農林水産省令で定める場合
- 3 年次漁獲割当量設定者が死亡し、解散し、又は分割（年次漁獲割当量を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により年次漁獲割当量を承継すべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人又は分割によつて年次漁獲割当量を承継した法人は、当該年次漁獲割当量設定者の地位（相続又は分割により年次漁獲割当量の一部を承継した者にあつては、当該一部の年次漁獲割当量に係る部分に限る。）を承継する。
- 4 前項の規定により年次漁獲割当量設定者の地位を承継した者は、承継の日から二月以内にその旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（適格性の喪失等による取消し）

第二十三条 農林水産大臣及び都道府県知事は、漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者が第十八条第一項各号（第五号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当することとなつた場合には、これらの者が設定を受けた漁獲割当割合及び年次漁獲割当量を取り消さなければならない。

- 2 農林水産大臣及び都道府県知事は、漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、これらの者が設定を受けた漁獲割当割合及び年次漁獲割当量を取り消すことができる。
 - 一 第十七条第四項の規定により漁獲割当割合の設定を有資格者に限る場合において、有資格者でなくなつた場合
 - 二 第十八条第一項第五号に掲げる者に該当することとなつた場合
- 3 前二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(政令への委任)

第二十四条 第十七条から前条までに定めるもののほか、漁獲割当管理原簿への記録その他漁獲割当てに関し必要な事項は、政令で定める。

(採捕の制限)

第二十五条 漁獲割当管理区分においては、当該漁獲割当管理区分に係る年次漁獲割当量設定者でなければ、当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を目的として当該特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 年次漁獲割当量設定者は、漁獲割当管理区分においては、その設定を受けた年次漁獲割当量を超えて当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕をしてはならない。

(漁獲量等の報告)

第二十六条 年次漁獲割当量設定者は、漁獲割当管理区分において、特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該漁獲割当管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。

(停泊命令等)

第二十七条 農林水産大臣又は都道府県知事は、年次漁獲割当量設定者が第二十五条第二項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源の採捕をし、かつ、当該採捕を引き続きするおそれがあるときは、当該採捕をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該採捕に使用した漁具その他特定水産資源の採捕の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

(年次漁獲割当量の控除)

第二十八条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合設定者である年次漁獲割当量設定者が第二十五条第二項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源を採捕したときは、その超えた部分の数量を基準として農林水産省令で定めるところにより算出する数量を、次の管理年度以降において当該漁獲割当割合設定者に設定する年次漁獲割当量から控除することができる。

(漁獲割当割合の削減)

第二十九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合設定者である年次漁獲割当量設定者が第二十五条第二項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源を採捕し、又は第二十七条の規定による命令に違反したときは、農林水産省令で定めるところにより、その設定を受けた漁獲割当割合を減ずる処分をすることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項の処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第三款 漁獲量等の総量の管理

(漁獲量等の報告)

第三十条 漁獲割当管理区分以外の管理区分において特定水産資源の採捕（漁獲努力量の総量の管理を行う管理区分（以下この項及び次条において「漁獲努力量管理区分」という。）にあつては、当該漁獲努力量に係る漁ろう。以下この款において同じ。）をする者は、特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、当該特定水産資源の漁獲量（漁獲努力量管理区分にあつては、当該特定水産資源に係る漁獲努力量。以下この款において同じ。）その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該管理区分が大臣管理区分（漁獲割当管理区分以外のものに限る。以下この款において同じ。）である場合には農林水産大臣、知事管理区分（漁獲割当管理区分以外のものに限る。以下この款において同じ。）である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。

(漁獲量等の公表)

第三十一条 農林水産大臣又は都道府県知事は、大臣管理区分又は知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が当該管理区分に係る大臣管理漁獲可能量又は知事管理漁獲可能量（漁獲努力量管理区分にあつては、当該管理区分に係る漁獲努力可能量。次条及び第三十三条において同じ。）を超えるおそれがあると認めるときその他農林水産省令で定めるときは、当該漁獲量の総量その他農林水産省令で定める事項を公表するものとする。

(助言、指導又は勧告)

第三十二条 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

- 一 大臣管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量を超えるおそれ大きい場合 当該大臣管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者
 - 二 一の特定水産資源に係る全ての大臣管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量が当該全ての大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量の合計を超えるおそれ大きい場合 当該全ての大臣管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者
 - 三 特定水産資源の漁獲量の総量が当該特定水産資源の漁獲可能量を超えるおそれ大きい場合 当該特定水産資源の採捕をする者
- 2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

- 一 知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えるおそれ大きい場合 当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者
- 二 一の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量が当該都道府県の都道府県別漁獲可能量を超えるおそれ大きい場合 当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者

(採捕の停止等)

第三十三条 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める者に対し、農林水産省令で定めるところにより、期間を定め、採捕の停止その他特定水産資源の採捕に関し必要な命令をすることができる。

- 一 大臣管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合 当該大臣管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者
- 二 一の特定水産資源に係る全ての大臣管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量が当該全ての大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量の合計を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合 当該全ての大臣管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者

三 特定水産資源の漁獲量の総量が当該特定水産資源の漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合 当該特定水産資源の採捕をする者

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める者に対し、規則で定めるところにより、期間を定め、採捕の停止その他特定水産資源の採捕に関し必要な命令をすることができる。

一 知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合 当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者

二 一の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量が当該都道府県の都道府県別漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合 当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者

(停泊命令等)

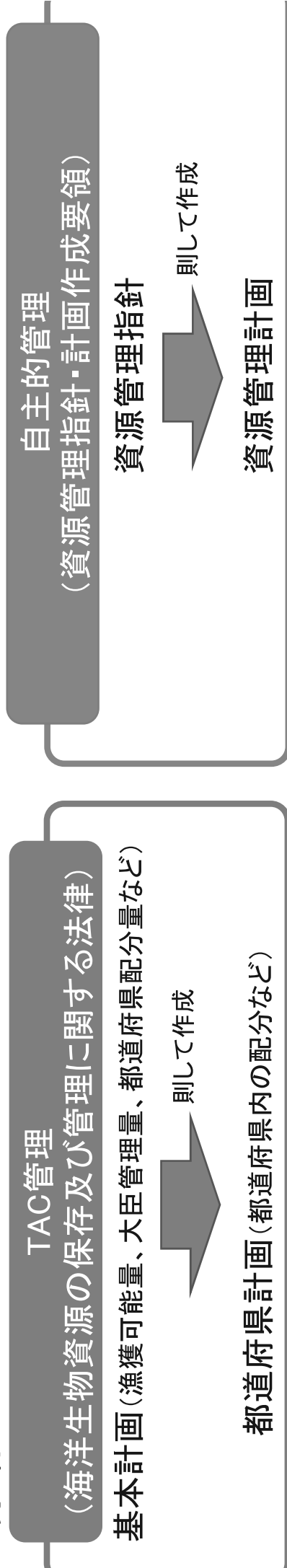
第三十四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、前条の命令を受けた者が当該命令に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあるときは、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他特定水産資源の採捕の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

第四節 補則

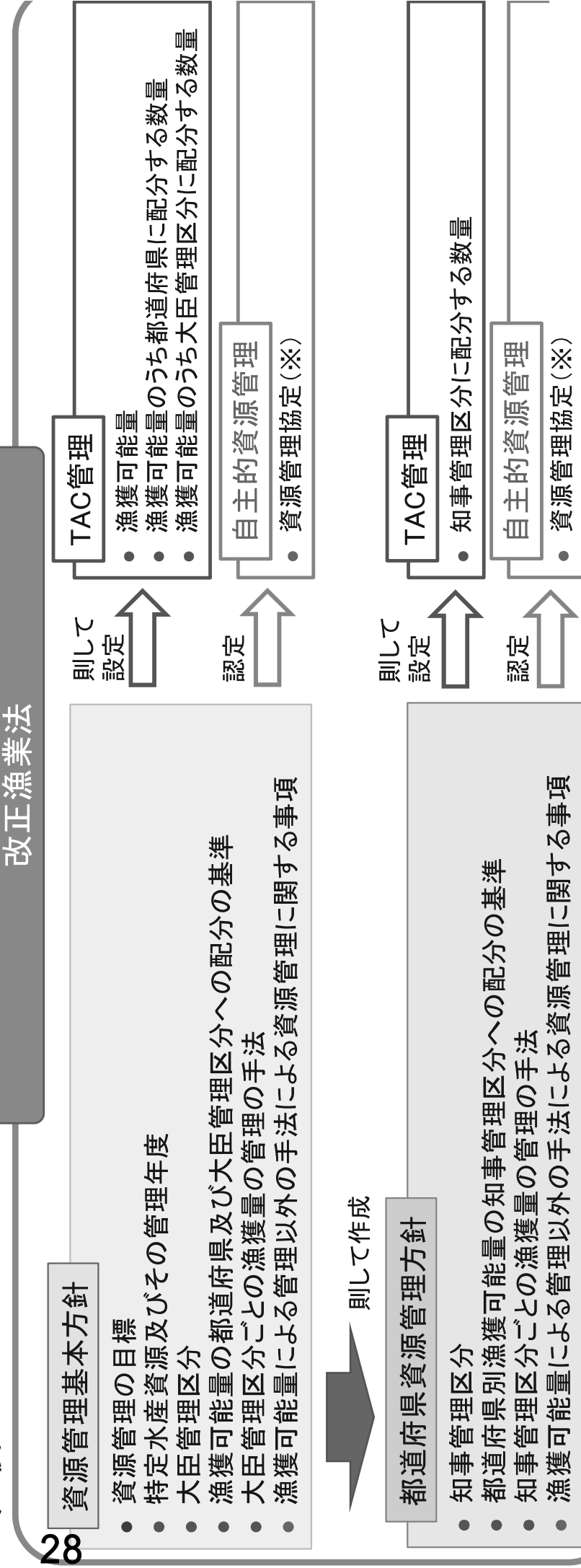
第三十五条 都道府県知事は、都道府県別漁獲可能量の管理を行うに当たり特に必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、第二百十一条第三項の規定により同条第一項の指示について必要な指示をすることを求めることができる。

参考：改正漁業法における自主的資源管理の位置づけ

《現 行》



《今 後》



※ IQを実施する漁業者(漁獲割当管理区分で採捕する漁業者)は対象外

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群 A 海域、ずわいがに日本海系群 B 海域、ずわいがに北海道西部系群及びずわいがにオホーツク海南部に関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群 A 海域、ずわいがに日本海系群 B 海域、ずわいがに北海道西部系群及びずわいがにオホーツク海南部に関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

令和 3 管理年度における特定水産資源の都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている 都道府県別漁獲可能 量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目 安数量（トン）
まさば及びごまさば 太平洋系群			
まさば対馬暖流系群 及びごまさば東シナ 海系群	現行水準	0.05%	100 トン未満
ずわいがに太平洋北 部系群			
ずわいがに日本海系 群 A 海域			
ずわいがに日本海系 群 B 海域			
ずわいがに北海道西 部系群			
ずわいがにオホーツ ク海南部			

3 水管第 443 号
令和 3 年 5 月 14 日

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号) 第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (佐賀県分)
くろまぐろ(小型魚)	4.0トン
くろまぐろ(大型魚)	8.2トン

くろまぐろ及びするめいかに関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

特定水産資源	配分数量
くろまぐろ（小型魚）	0.9トン
くろまぐろ（大型魚）	6.0トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁業	0.9トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁業	6.0トン

第2 するめいか

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県するめいか漁業	現行水準

令和2年度機船船びき網（えび2そう船びき網）漁業許可方針

1 漁業種類

えび2そう船びき網漁業

2 操業区域

(1) 佐賀県地先有明海海域

ただし、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲100メートル以内の区域を除く。

(2) 農林水産大臣管轄漁場

ただし、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲200メートル以内の区域を除く。

3 操業期間

(1) 佐賀県地先有明海海域 9月15日から11月25日まで

(2) 農林水産大臣管轄漁場 9月20日から11月30日まで

4 許可の有効期間

許可の日から令和2年11月30日まで

5 許可隻数

50隻（25統）以内

6 制限又は条件

(1) 僚船は、丸（SA3 - ）以外の船を使用してはならない。

(2) 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

(3) 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

(4) 佐賀県地先有明海海面においては、竹羽瀬から100メートル以内の区域では操業してはならない。

(5) 農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の区域では操業してはならない。

7 許可の対象

(1) 適格者

ア 佐賀県有明海漁業協同組合の正組合員である者

イ 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者

ウ のり養殖行使柵数100柵未満の者（同一世帯内で営む場合を含む。）

エ 漁業法（昭和24年法律第267号 平成30年12月14日改正公布）第41条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者

(2) 優先順位

許可申請が制限統数を越えた場合の許可は、次の順位による。

ア a のり養殖業及び農業を営んでいない者（同一世帯内で営む場合を含む。）

b a以外の者

イ アの規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順位による。

a 農業規模5反歩以下の者（同一世帯内で営む場合を含む。）

b a以外の者

ウ ア、イの規定により同順位である者相互間の優先順位は、抽選による。

えび2そう船びき網漁業許可状況一覧

支所名	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
諸富町										
早津江										
大詫間										
南川副										
広江										
東与賀町										
佐賀市										
久保田町										
芦刈										
福富町										
新有明										
白石										
鹿島市	2	2								
たら										
大浦	14	12	10	10	10	8	10	10	10	8
計	16	14	10	10	10	8	10	10	10	8
許可枠	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)
操業期間	H23.9.15 ～	H24.9.15 ～	H25.9.15 ～	H26.9.15 ～	H27.9.15 ～	H28.9.15 ～	H29.9.15 ～	H30.9.15 ～	R元.9.15 ～	R2.9.15 ～
	H23.11.25	H24.11.25	H25.11.25	H26.11.25	H27.11.25	H28.11.25	H29.11.25	H30.11.25	R元.11.25	R2.11.25
備考	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30

令和2年度固定式刺網漁業（特認）許可方針

第1 制限措置

1 漁業種類

ぐち固定式刺網漁業

2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

21隻

ただし、操業区域の(1)と(2)の合計隻数は12隻、操業区域の(3)-は3隻、(3)は3隻、(3)-は3隻とする。

3 船舶の総トン数

制限なし

4 推進機関の馬力数

制限なし

5 操業区域

(1) 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。ただし、のり養殖免許漁場間の縦船通しを除く。

ア	第332号鋼管	イ	第335号鋼管	ウ	第337号鋼管
エ	第350号鋼管	オ	第392号鋼管	カ	第351号鋼管
キ	第395号鋼管	ク	第374号鋼管	ケ	第375号鋼管
コ	第431号鋼管	サ	第432号鋼管	シ	第429号鋼管
ス	第58号鋼管	セ	第422号鋼管	ソ	第444号鋼管
タ	第414号鋼管	チ	第404号鋼管	ツ	第403号鋼管
テ	第400号鋼管	ト	第379号鋼管	ナ	第397号鋼管
ニ	第367号鋼管	ヌ	第396号鋼管	ネ	第360号鋼管
ノ	第358号鋼管	ハ	第394号鋼管		

(鋼管の緯度経度及び緯度経度に基づく操業区域図は別紙のとおり)

(2) 次の第1種区画漁業権(のり養殖業)免許漁場内

有区第1212号、有区第1213号、有区第1214号、
有区第1216号

有区第1215号、有区第1217号、有区第1218号、
有区第1219号、有区第1222号、有区第1224号、
有区第1226号、有区第1228号、有区第1229号、
有区第1230号、有区第1231号、有区第1232号、
有区第1287号

(3) 次の第1種区画漁業権(のり養殖業)免許漁場内

有区第1194号、有区第1195号、有区第1198号、
有区第1203号、有区第1204号、有区第1206号、
有区第1207号、有区第1210号
有区第1272号、有区第1273号
有区第1174号、有区第1185号、有区第1186号、
有区第1187号、有区第1188号、有区第1189号、

有区第1190号、有区第1191号、有区第1192号

6 漁業時期

9月1日から翌年4月30日まで

7 漁業を営む者の資格

- (1) 佐賀県有明海漁業協同組合の正組合員であり、かつ、次に掲げる操業区域ごとに定める者
 - ア 操業区域(1) 新有明支所、白石支所(旧 白石町北明支所)、鹿島市支所に属し、かつ、世帯の農業の耕作面積が4町歩以下の者
 - イ 操業区域(2) 白石支所(旧 白石町北明支所)に属し、かつ、世帯の農業の耕作面積が4町歩以下の者
 - ウ 操業区域(2) 新有明支所に属し、かつ、世帯の農業の耕作面積が4町歩以下の者
 - エ 操業区域(3) 久保田町支所に属し、かつ、世帯の農業の耕作面積が4町歩以下の者
 - オ 操業区域(3) 大浦支所に属し、かつ、世帯の農業の耕作面積が4町歩以下の者
 - カ 操業区域(3) 福富町支所に属し、かつ、世帯の農業の耕作面積が4町歩以下の者
- (2) 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者
- (3) 固定式刺網漁業の許可を有している者
- (4) 操業区域内におけるのり養殖漁業権者の同意のある者
- (5) のり養殖業を営んでいない者(同一世帯内で営む場合を含む。)
- (6) 潜水器漁業の許可を受けていない者(同一世帯内で営む場合を含む。)
- (7) 佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。)
第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- (8) 適切な資源管理を実践できる者
- (9) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可をした日から令和3年4月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間(以下「申請期間」という。)は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数(以下「受付数」という。)と、申請期間の最終日において有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数(以下「合計数」という。)が、操業区域ごとに定める許可又は起業の認可をすべき船舶の数(以下「最高隻数」という。)に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和3年3月31日までの期間において合計数が最高隻数に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについて

は、これを受付数から除く。

- 4 合計数が最高隻数に到達した日以降から令和3年3月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、再度公示を行う。申請期間の取扱いは、上記1から3に同じ。

第4 許可の基準

合計数が最高隻数を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は、世帯の農業の耕作面積がより小さい者を優先し、これによってもなお同順位である者相互間の優先順位は、抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
- (2) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者のうち、今回の許可の有効期間において当該知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けていない者
- (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を現に有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- 1 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 2 操業中は、使用船舶を漁具の周囲50メートル以内に停めておかなければならない。
- 3 使用する網は、高さ2メートル以下、長さ200メートル以下とする。
- 4 使用する漁具は、1統でなければならない。
- 5 網の両端に漁業を営む者の氏名及び住所を記載した浮標をつけなければならない。

ぐち固定式刺網漁業許可状況一覧

支所名	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
久保田町	1	1								
福富町	1	1	1							
白石										
新有明				1		1	2	1	1	1
鹿島市	2	1	2	1	1	2	6	3	3	2
大浦										
計	4	3	3	2	1	3	8	4	4	3
許可枠	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
許可期間	H23.9.1 ~ H24.4.30	H24.9.1 ~ H25.4.30	H25.9.1 ~ H26.4.30	H26.9.1 ~ H27.4.30	H27.9.1 ~ H28.4.30	H28.9.1 ~ H29.4.30	H29.9.1 ~ H30.4.30	H30.9.1 ~ H31.4.30	R元.9.1 ~ R2.4.30	R2.9.1 ~ R3.4.30
備考										